

平成25年第10回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年6月10日（月）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第15号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
報告第16号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
報告第17号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
報告第18号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
- 6 議案の審議
議案第24号 教育財産の取得申出について
議案第25号 教育財産の取得申出について
議案第26号 弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、3番 一戸 由佳 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革
室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指
導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前
図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第10回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に4番前田幸子委員と5番佐藤紘昭委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は報告が4件、議案3件です。

○委員長（山科 實委員） それでは臨時代理の報告に入ります。

報告第15号臨時代理の報告についてと報告第16号臨時代理の報告についての2件は、文京小学校屋内運動場増改築工事に関わる案件です。

また、報告第17号臨時代理の報告についてと報告第18号臨時代理の報告についての2件は、高杉小学校屋内運動場増改築工事に関わる案件です。

本日は関連のある案件ごとにまとめて審査に供したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- ・報告第15号について
- ・報告第16号について

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、報告第15号及び報告第16号臨時代理の報告について、事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋 郁也） 報告第15号臨時代理の報告についてご説明いたします。

平成24年度文京小学校屋内運動場増改築工事（電気設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

工事の名称は平成24年度文京小学校屋内運動場増改築工事（電気設備工事）でございます。

設計金額は1979万2500円、臨時代理した日は平成25年5月21日でございます。

工期は平成26年3月14日まででございます。

工事の概要としましては、幹線設備等、各電気設備関係の工事でございます。

続きまして、報告第16号臨時代理の報告についてご説明いたします。

こちらは同じく文京小学校屋内運動場増改築工事（機械設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる、同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

工事の名称は、平成24年度文京小学校屋内運動場増改築工事（機械設備工事）でございます。

設計金額は2957万8500円、臨時代理した日は平成25年5月21日でございます。

工期は平成26年3月14日まででございます。

工事の概要としましては、暖房設備等の機械設備の工事でございます。

なお、文京小学校の屋内運動場の増改築工事、建物本体の工事につきましては、本年4月17日第7回教育委員会会議において、臨時代理の報告をいたしております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 今お話ししていただいた機械設備のことですが、両方とも項目は同じですか。内容的に学校によって少し変えているとか、学校の実情に合わせて内容を変えているところがあれば教えてください。

○学校企画課課長（北嶋 郁也） これから説明します高杉小学校との違いということでしたので、まず、電気設備の工事の関係は、太陽光発電の蓄電池の設備が文京小学校は校舎側にありますが、高杉小学校は体育館に設置される違いがあります。

機械設備の工事につきましては、特別大きな施設の設備や内容等には大きな差はありません。

○5番（佐藤紘昭委員） 体育館に発電機と蓄電池を設置した場合は、災害時に体育館単独で発電と蓄電ができるのに、敢えて分けた理由は。

○学校企画課長（北嶋 郁也） 実際、蓄電池の方は、体育館側についても校舎側についても体育館に電源を切り替える部分をきちんと設置しますので、基本的に避難所としての機能には問題はないと考えております。

○5番（佐藤紘昭委員） 実は、城東児童館は見えるところに蓄電施設があるので、トラブルなどがあったとき、すぐそこで点検したり確認したりできる良さがあると思ったのですけれども、それは大丈夫なのですか。

○学校企画課長（北嶋 郁也） それぞれ確認をして対応していく形になるかと思えます。

○委員長（山科 實委員） 他にご質疑等ありませんか。

なければ採決は、1件ずつ行います。

まず、報告第15号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議なしと認めます。よって報告第15号は承認されました。

次に、報告第16号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議なしと認めます。よって報告第16号は承認されました。

・報告第17号について

・報告第18号について

○委員長（山科 實委員） それでは次に、報告第17号及び報告第18号臨時代理の報告について事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋 郁也） 報告第17号臨時代理の報告についてご説明いたします。

平成24年度高杉小学校屋内運動場増改築工事（電気設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

工事名称は平成24年度高杉小学校屋内運動場増改築工事（電気設備工事）でございます。

設計金額は3352万6500円、臨時代理した日は平成25年5月21日でございます。

工期は平成26年3月14日まででございます。

工事の概要としましては、幹線設備等、各電気設備関係の工事でございます。

続きまして、報告第18号臨時代理の報告についてご説明いたします。

同じく平成24年度高杉小学校屋内運動場増改築工事（機械設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

工事名称は平成24年度高杉小学校屋内運動場増改築工事（機械設備工事）でございます。

設計金額は3018万7500円、臨時代理した日は平成25年5月21日でございます。

工期は平成26年3月14日まででございます。

工事の概要としましては、暖房設備等の機械設備の工事でございますが、太陽光発電の蓄電池設備が、高杉小学校は体育館の方へ設置されるため、先ほどの文京小学校に比べ設計金額が高くなっております。

なお、この高杉小学校の屋内運動場の増改築工事、建物本体の工事につきましても、本年4月17日第7回教育委員会会議において、臨時代理の報告をいたしております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し、ご質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、採決は1件ずつ行います。

まず、報告第17号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は承認されました。続きまして、報告第18号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は承認されました。

・議案第24号について

○委員長（山科 實委員） 引き続き、議案の審議を行います。

議案第24号教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（有馬 靖） 議案第24号教育財産の取得申出についてご説明いたします。

提案理由にありますように、東部学校給食センターの連続揚物機の経年劣化に伴い、これを更新しようとするものであります。

連続揚物機2台は、前代のものと同等の性能を持つものを予定しております。

予定額は、2台分で1146万6000円となっておりますが、機械そのものの予定額は、1台当たり税抜きで521万3000円、2台で1042万6000円、その他2台の共通経費として、既設2台分の撤去処分費用や、運搬据付費、消費税などを含めて1146万6000円となっております。

更新の理由といたしましては、東部学校給食センターが平成11年4月に稼働し15年目に入り、この揚物機のメーカーでの修理部品保有期間が過ぎ、調理機器に不具合が生じた場合、部品の在庫が既になくメーカーに修理を出した後に部品を製造することになるため、修理期間が数週間から数ヶ月間必要となり、この間給食調理に支障を来すこと、更にこの先修理不能となる恐れもあることから更新するものです。

図面は、東部学校給食センター内の揚物機の位置を示すもので、凡例で工事場所、連続式揚物機を示しており、色の濃い横長の長方形が2つ縦に並んでいる部分が、今回更新する揚物機であります。

更新時期は、給食を提供しない夏休みの時期を予定しております。

なお、当初この揚物機の更新を工事で発注しようとしたが、法務契約課の指導により備品としての購入に切り替えた経緯があります。以上でございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） この機械の値段がすごい金額なので、考えてみると、廃油が多く出ますよね。この廃油をリサイクルする、燃料にしていく考えはないのですか。

○学務健康課長（有馬 靖） 廃油のリサイクルにつきまして検討したかどうかはわからないのでお答えできません。

○4番（前田幸子委員） いろんな機能が付いていると思うので、今後のことも含めて検討をお願いします。

○1番（山科 實委員） 先程の説明の中で、不具合がもう生じてきたのですか。それとも次にあれば修理ができないということですか。

○学務健康課長（有馬 靖） 給食を提供している期間中に不具合が生じますと、それを直すためメーカーに修理を依頼しても既に部品がありませんので、メーカーはそれから部品を作り始めることになり、数週間から数ヶ月間揚物機が使えなくなってしまうので、予め計画的な更新をするものであります。

○1番（山科 實委員） そうすると、その判断は誰がするのですか。

- 学務健康課長（有馬 靖） 中期財政計画に掲載しまして、5年間の計画について市長の了解を得ています。
- 教育部長（野呂 雅仁） 補足します。まず廃油ですが、このような時代ですので、現在もこれからもリサイクルに回っております。
- 次に、機械の直さなければならない時期ですけれども、15年経過しており、ファシリティマネージメントという形で、業者が毎年点検をして、経年劣化の報告を受けて、こちらでは年次計画を立てております。
- 1番（山科 實委員） そうすると、個別の機械の具合がどうこうよりも、その種類に対しては経年何年で不具合が出やすくなるのかということによって計画を立てるといえるのですか。
- 教育部長（野呂 雅仁） はい。それと、毎年の業者の点検と併せてやっています。
- 1番（山科 實委員） 家庭であれば、家庭の電化製品も概ね購入したときは何年位と言われるのですが、使い方によってはそれをはるかに超えて不具合なく使っている電化製品もあるが。
- 教育部長（野呂 雅仁） できるだけ長く使うということだけでは、家庭では結構ですが、給食センターでは故障は許されません。
- 1番（山科 實委員） 毎年の点検があったうえでということですね。
- 学務健康課長（有馬 靖） 補足ですが、実際のトラブルですが、最近炊飯器が25年度に壊れまして、2～3週間炊飯ができなくなっております。それから、24年度に空調設備が壊れまして、1ヶ月間使用不能になっております。それから、23年度には炊飯器が壊れまして、2ヶ月間炊飯ができなくなっており、西部給食センターに応援をしてもらい対応しました。
- 1番（山科 実委員） 非常に高額なものなので、できるだけ長く使えればいいのかという感覚があるものですか。
- もう一点お願いします。工事になるのと備品とでは何が違うのですか。
- 学務健康課長（有馬 靖） 最初は、大型であることと、配管接続が必要であることで工事で行いたいということで、法務契約課に依頼したのですが、法務契約課から、弘前市に工事登録している厨房業者が1社しかなく競争にならなくなってしまう、配管接続がありますので、管工事の登録業者をお願いしても厨房業者が全部指示するため一括請負に該当する恐れ、いわゆる丸投げということです。
- 物品購入で行う場合は、物品登録をしている厨房業者はたくさんあるということで、十分競争して値段が下がる可能性があるということなので、備品にしてくださいということになりました。
- 2番（土居 真理委員） 機械の能力なのですが、今ある機械と対応できる能力は同じレベルのものなのですか。
- 学務健康課長（有馬 靖） 同じレベルのものを更新します。
- 2番（土居 真理委員） 前に設置したときと、現在、未来的なことを考えると、調理する個数が減っていくのではないかと思うのですが。従来と同じ個数対応のものですか。

ければ、金額ももっと安いと思うのですが。

○学務健康課長（有馬 靖） 同じ能力のものを入れるとすれば、前回よりコストが下がると思いますが、同じ値段のものを入れれば、能力の高いものを入れることができると思いますが、給食の食数が決まっておりますので、同じ能力のものを入れて値段を競争させて下げるということで考えております。

○2番（土居 真理委員） 私が申し上げたいのは、給食の数そのものが、前に設置したときよりも減っているのではないのですかということなのですが。

○1番（山科 實委員） 児童数が減ってきているので、揚物そのものの総体数がこれから減って行くので、多少小さめのキャパのものを入れても十分対応できる見通しがあるのではないかと。それなのに同じキャパの物をいれるのはいかなるものですかということです。

○学務健康課長（有馬 靖） 値段が下がるにしてもどの位下がるのか見通しが付かない中で、とりあえず同じ性能のものを入れて次に更新するときでまた検討します。

○教育部長（野呂 雅仁） 補足します。東部給食センターにつきましては、黒石市が弘前市に委託するという話もありました。ただ、実際は黒石市の統合が当初計画より期間がずれていくということですのですぐにはできませんが、いずれは東部給食センター所管の生徒数が減って行くのと、黒石市が弘前市に給食をお願いしたときの東部給食センターの能力を維持して行かなければならないという中での今回の更新です。

確かに弘前市だけでやっていくのであれば、小さいもの変わっていく可能性は十分にあると思いますが、今の能力だと黒石市を受け入れることができる要素があるということで、現在の能力で今回は設備を更新するということであります。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第24号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

・議案第25号について

○委員長（山科 實委員） 次に、議案第25号教育財産の取得申出について事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（有馬 靖） 議案第25号教育財産の取得申出についてご説明いたします。

提案理由のとおり、学校用家具、教室用机・いすの日本工業規格に基づき、第二中学校の生徒の教室用机・いすを更新しようとするもので、机、いす共に560脚、予定額784万円としております。これは子どもたちの体格が向上したことや、教材がB判からA判に大型化されたこと、また、更新前の机、いすの老朽化が著しいことにより、全中学校の机、いすを大型化された新J I S規格のものに更新するもので、今年度は二中で実施いたします。来年度の三中の机、いす600脚を更新して、全中学校の更新が

終了となります。

なお、小学校につきましては、平成21年度で全校終了しております。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 近年、机やいすの値段は高くなっていますか、安くなっていますか。
- 学務健康課長（有馬 靖） 資料が手元にないので、お答えすることができません。
- 4番（前田幸子委員） 三中で来年更新するとすれば、消費税の値上がりに伴ってコストが上がりますよね。
- 1番（山科 實委員） これは更新後、まだ十分使えるものもあるわけですよね。
それは同じ学校の中で処理していくのか、教育委員会で処理するのか。
- 学務健康課長（有馬 靖） 今までであれば、特別支援学級に入れたりとか、まだ更新していない学校で使ったりとかしておりましたが、全部更新してしまいますと使う場所がなくなりますので、基本的には廃棄になるかと思えます。
- 1番（山科 實委員） それはまだ十分使おうと思えば使えるということに関しては、例えば広報を通していすや机のサイズを出して、ほしいところにお分けするということをしてもよいのではないのでしょうか。
- 学務健康課長（有馬 靖） 学校用品の再利用と言いまして、ランドセルとかスキーとかも含めてご提案いただきましたことを検討します。
- 4番（前田幸子委員） 学校によっては地域に呼び掛けてあげているところがあるのか、それが簡単にあげることができるものなのか、教育財産との兼ね合いを調べて対応してもらいたい。もったいないですよね。
- 2番（土居 真理委員） 廃棄すると廃棄処分料がかなりな金額だと思うので、それはだいたいいくら位かは算出しておいた方がいいと思います。
昨年度、学校訪問で各学校にお伺いしたとき、学校によってテニスボールを切っさいすの足にはめていたり、それはそれぞれ訳あってのことだと思うのですが、加工をする学校があるということは学校現場の方でも要望があると思うので、日本工業規格の正規のものに関わらず、さらに加工をしなければいけない希望があるのであれば、どれにするかというのをよくよく検討してからお決めになった方がよいのではないかと思います。
- 5番（佐藤 紘昭委員） テニスボールをいすの下に置くのは、今から40年位前、大和沢小学校が聾学校と交流した中で、補聴器をしている子どもがいすや机を引いたりすると騒音が大きいということで始まって、多くの学校で取り入れた背景があります。
- 2番（土居 真理委員） わざわざ自分たちが工夫して対応するのではなくて、最初からそういう要望を満たしたものを導入できないかを検討していただきたいと思えます。
- 1番（山科 實委員） 単価の問題が出てくると思いますが、各学校の創意工夫に任せただけでなく、そういう方向性を見いだせるか検討していただきたいと思えます。いずれにしても再利用価値があるもので、活用できる場所があるのであれば、できるだ

け繋げる方向をお願いしたいと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第25号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

・議案第26号について

○委員長（山科 實委員） 次に、議案第26号弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小野 俊彦） 議案第26号弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

提案理由ですが、文化財施設の専用の使用を可能とし、その使用に関して必要な事項を定めるため、所要の改正をするものであります。

新旧対照表で説明してまいります。

第1条中、「第10条」を「第19条」に、「第11条」を「第20条」に改めるものであります。

次に第2条中、「又は開園時間」を「若しくは開園時間又は使用時間」に改めるものであります。

第4条第1項中、「第8条」を「第17条」に、「開館時間」を「開館時間等」に改めます。更に、同条2項中、「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加えます。第12条の指定管理者に管理を行わせた場合の使用の申込み等となっております。

次に、第5条を第13条とします。第3条の次に、次の7条を加えます。使用の申込み等の第4条、使用許可の取り消し等の第5条、次に使用許可事項の変更等の第6条、次に特別の設備等の申請の第7条であります。次に使用料の還付の第8条であります。次に職員の立入りの第9条であります。最後7つ目が点検の第10条であります。これら7つの条を3条の次に加えるものであります。

次に様式ですが、様式第1号は弘前市文化財施設使用許可申請書であります。様式第2号は弘前市文化財施設使用許可書であります。様式第3号は弘前市文化財施設使用許可事項変更・取消承認申請書であります。続いて、様式第4号は弘前市文化財施設使用許可事項変更・取消承認書であります。最後に様式第5号は弘前市文化財施設使用料還付承認申請書であります。

附則として、この規則は平成25年10月1日から施行するものであります。

以上であります。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 様式第1号から5号までの許可申請書の中で、指令番号が必ず出てきますが、この指令番号という言葉にわたしはカチンときて、行政の上から目線

にしか受け取れなかったのですが、機構改革もしたので、文書的なことでも市民目線に変えることができないのかが疑問です。

- 教育政策課長補佐（鳴海 誠） 指令番号というのは、特定の個人又は団体からの申請に対し許可するために使用するものでありますので、通常 of 文書発送番号ではなく、特別に指令番号を指令番号簿というもので管理していくことになっております。
- 1番（山科 實委員） 実際に使用する市民が、指令番号という言葉に触れるのですか。
- 教育政策課長補佐（鳴海 誠） 文書の中に弘前市教育委員会指令第何号という形で加わります。
- 教育部長（野呂 雅仁） あくまでもこちらが管理する部分の番号です。市民には許可します何番という形ですが、行政の流れの中で指令という言葉を使わなければならないということになっております。
- 4番（前田 幸子委員） 指令という言葉そのものが軍隊的な気持ちも入っているような気もするし、上級機関が下級機関に指図するようでとても違和感を感じます。
- 5番（佐藤 紘昭委員） 今、こういう形で前田委員から指摘がありましたが、日常的に私たちが使っている文書の中にも弘前市独自の定めであったり、県全体であったりというものがあるので、今一度洗い出して検討すべきは検討するという形がいいかと思ひます。実は、私たちが日々仕事をしながら、本来あった方がいいであろうことが長年に渡ってやられてないこともありますので、検討すべき時期ではあると思ひます。
- 3番（一戸 由佳委員） 新旧対照表で、第4条の使用の申込み、あらかじめという文言がありますが、それに併せて第8条に使用料の還付というところで、使用日の7日前までにと具体的に日にちが出ていますが、このあらかじめ許可を申請するというのに日にちはいつまでにということは設けていないのですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 特に何日前とかは決まっておられません。
- 3番（一戸 由佳委員） 還付の場合、日にちは決まっているということですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 還付については、一旦申し込みをして納付書を発行しまして納めていただきます。そういう意味で、使用料が近くなってからキャンセルになっても困りますので、7日前に定めております。
- 3番（一戸 由佳委員） この7日前があるからその前までに必ずしも申し込みをしなければならないということではないということですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 申込みは特定の日にちは設けておりません。空いていればいつでも承ります。
- 1番（山科 實委員） 行政の感覚からすれば、あらかじめというのは前日でもいいし、何カ月前でもいいと捉えているのですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 今後、内規的なものも定めなければならないのですが、私の今の段階では1ヶ月前を考えております。
- 1番（山科 實委員） 今後に向けて、例えばあらかじめという表現を1ヶ月前から受け付けを開始しますとか、はっきりわかりやすい表現に変えていくことも考えてもいいのではないかと思ひます。

○4番（前田幸子委員） 新旧対照表の8条の（1）の、災害その他使用者の責めに帰さない理由によりは、滅多に聞かないのですが。

○教育政策課長補佐（鳴海 誠） これも法制執務上の言い回しです。責任によらないということです。

○5番（佐藤 紘昭委員） 法令審査を受けて、私たち内部だけでは決めることができないのが事実です。だからといってそれをよしとする訳ではありませんが。今回の笑顔条例のときも、法令審査を受けて違う形で直したところもたくさんあります。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第26号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって、平成25年第10回教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時53分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 藤 紘 昭